

投薬について

保育園におけるお子さまへの投薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育士はお子さまへの投薬を行うことができませんがやむを得ず園での服用が必要な場合は園にご相談ください。
園の担当職員が保護者に代わって投薬いたします。

【持参する薬について】

- 医師が処方した薬のみお預かりいたします。
- 症状を判断しての投薬は行いません。（熱が出たら、咳がでたら等）
- 保護者が**職員に必ず手渡し**してください。

お薬は1回分を、必ず「くすり依頼書」をつけて当日分のみ持参してください。

（用紙は園にあります。）

- 薬の袋や容器にお子さまの名前を記入してください。

くすり依頼書

FUJI English 保育園

月		日 ()	
クラス名	児童名		
	保護者名		
病名			
病院			
病院電話番号	()	-	
処方日	月	日 ()	
薬の種類 (個数)	水薬 () ・ 粉薬 () ・ 軟膏 ()		
	目薬 () ・ その他 ()		
薬の内容	抗生物質 ・ 咳止め ・ 下痢止め ・ かぜ薬 その他 ()		
薬を飲む (使用)する時間	食前 ・ 食後 ・ その他 ()		
備考			

くすり依頼書

FUJI English 保育園

月		日 ()	
クラス名	児童名		
	保護者名		
病名			
病院			
病院電話番号	()	-	
処方日	月	日 ()	
薬の種類 (個数)	水薬 () ・ 粉薬 () ・ 軟膏 ()		
	目薬 () ・ その他 ()		
薬の内容	抗生物質 ・ 咳止め ・ 下痢止め ・ かぜ薬 その他 ()		
薬を飲む (使用)する時間	食前 ・ 食後 ・ その他 ()		
備考			